

[研究区分： 科研費獲得支援]

研究テーマ： ACTプログラムの応用による児童虐待事例支援システム開発に関する基盤研究	
研究代表者： 保健福祉学部 人間福祉学科 講師・松宮 透高	連絡先： yukitaka@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者：	
【研究概要】 本研究では、メンタルヘルス問題のある親による子ども虐待への支援方策として、ACTプログラムの応用可能性に着目する。子ども虐待事例には、親のメンタルヘルス問題、低所得や社会的孤立、子どもの障害などの重複例が多いとされる。それだけに、支援に際してはメンタルヘルス問題への支援機能と多面的な生活支援、相談援助機能の総合的な提供が求められるが、その体制は未整備である。そこで、メンタルヘルス問題および多様な生活支援機能をもつ ACT チームへの調査を実施したところ、世帯の安定と虐待防止の機能が高いことが示唆された。	

【研究内容・成果】

1.研究の目的

本研究は、メンタルヘルス問題のある親による子ども虐待事例（以下、当該事例）への支援方策開発に向けた基盤研究である。とくに、ACTプログラムにおける当該事例支援の実態を把握し、その子ども虐待対策への応用可能性を提示することを目的とする。

2.研究の背景と意義

児童虐待の発生要因には、貧困を基底として、子どもの障害や不登校、養育者の精神疾患や障害、家族関係の変動やDV、社会的孤立など、諸要因が複合して形成された家族の生活困難があるとされる。そのため予防に際しては、家族の生活基盤の強化、障害や精神疾患などへの対応、諸要因の複合と連鎖を断ち切るためのソーシャルワーク、機関連携の実質化が重要となる（松本 2010）。ここにも示されるように、児童虐待をした親には高率でメンタルヘルス問題がみられ、さらに多様な生活環境上の課題が重複していることが多い。そのため、支援に際しては児童虐待対応のみならず、メンタルヘルス問題への支援機能や生活支援機能が不可欠である。しかし、実際には児童福祉と精神保健医療福祉の連携は不十分な状況にあり（松宮ら 2010）、双方を包括した支援モデルも明確には提示されていない。当該事例の特性に応じた子ども虐待対策を開発し普及させることには、重要な社会的意義があるといえる。

重度精神障害者の地域生活支援方策である ACT（Assertive Community Treatment＝包括型地域生活支援プログラム）は、北米や欧州においてコミュニティ・ケアの重要な位置を占めており、わが国でもその普及が推進されつつある。スタッフの対等性を基盤とした多職種協働のチームアプローチである点、メンタルヘルス問題のある当事者を生活の主体と捉え、医学モデルに偏重せず当事者のストレングスやエンパワメントを重視している点、さらに 24 時間 365 日対応によるリーチアウト支援である点など、その視点や支援形態は従来とは大きく異なるが、それだけに高い機動性と個別・多面的な支援の提供が可能となる。このように、ACTは本来子ども虐待事例を支援対象としたものではなく、その子育て支援機能に焦点化した先行研究もみられない。しかし、報告者が行った探索的なヒアリング調査からは、ACTの利用者には育児中の事例もみられ、その支援は虐待予防にも有効に機能していることが把握できた。その総合的な支援機能ゆえに、子どもや養育環境の問題に対しても結果的に支援機能を果たせる可能性は高いと考えられる。

3.研究の方法

(1) 質問紙調査（調査協力依頼）：

調査協力依頼文書を送付しヒアリング調査への協力の可否を尋ねた。これと併せて、当該事例に対する ACT の関与実態に関する基本情報を得ることを目的として、活動実績、スタッフ構成、当該事例の対応実績などについて、代表者からの回答を求めた。

(2) ヒアリング調査：

質問紙調査において協力の承諾が得られた ACT チームに対して、スタッフグループを対象としたヒアリング調査を行った。

(3) 倫理的配慮

調査票およびヒアリング調査時に、調査協力は任意であること、調査協力者や利用者の個人情報公表されないことなどを書面および口頭で明示した。また、東洋大学大学院の研究倫理審査を受審して承認を得た上で実施した。

4. 研究の結果

12 通の質問紙を発送したところ 11 事業所からの返答が得られたが、「該当例なし」「ヒアリング調査協力不可」といった返答も多く、支援実績に関する有効なデータが得られた回答は 5 通であった。この 5 つの ACT チームにおいては、平均して利用者の約 5% が子どもを養育していた。ヒアリング調査からは、①利用者だけでなく子どもや世帯全体を支援対象であると捉えている、②子どもへの支援は子どもの安定や育児負担の軽減につながっている、③そのことが親との信頼関係構築につながり、訪問の受け入れや服薬の遵守にも肯定的な影響を及ぼしている、④すでにマルトリートメントや虐待に相当するケースを早急に発見し、保育所や児童相談所との連携、要保護児童対策地域協議会の検討につなぐことで、深刻化を予防できた事例が数例存在する、⑤当該事例に限らず、ACT の支援には 1 人ではバーンアウトしそうな苦勞が伴うが、チームミーティングにおける率直な議論やスーパービジョン機能、スタッフ間の相互支援により、積極的・主体的な支援姿勢が保たれている、⑥チームの共通基盤としてストレングス、リカバリー、エンパワメントなどの理論的背景があることが、利用者および多職種からなる支援スタッフへのまなざしと関わり方を支えている、などの特性が明らかになった。

5. 考察および今後の研究課題

高い機動性、地域で支えるという強い目的意識、世帯全体を視野に入れた多面的な支援、多職種個々の専門性の高さスタッフ間の相互支援の両立によるチームとしての凝集性などの特性が、ACT の実践を支えていた。子ども虐待事例への支援とりわけ親にメンタルヘルス問題がみられる事例への支援には、高いストレスと負担感が伴う（高橋ら 2003；松宮ら 2010）。それだけに、当該事例に対する支援者の認識や主体的・積極的なアプローチ、緊密な連携には多くの課題が指摘されてきた。当該事例の特性と支援者の困難感という課題に対して、ACT の支援構造は多くの可能性を提供し得る。ただし、精神疾患に対する診療報酬を財源とする以上、生活支援や子育て支援へのコスト投下には構造的限界もあろう。ACT 自体の普及も緒に就いたばかりであり、黎明期の使命感に燃えて時にはボランティアな取り組みを含めた多面的な活動を展開しているのが現在の状況である。これを当該事例への子育て支援方策のひとつとして普及させるためには、多くの制度的課題もある。その応用可能性の高さが示唆されたことから、今後、実証的なエビデンスの蓄積と具体的な応用方策の提示に向けた検討を行い、政策提言に結び付ける必要がある。

本年度、本重点研究の知見をもとに申請した日本学術振興会科学研究費（基盤 C 平成 25-27 年度）および明治安田こころの健康財団の研究助成（平成 25 年度）を獲得できた。要保護児童対策協議会における当該事例への対応機能、ACT における支援事例収集へと研究を展開したい。